【注意事項】

- ・各サービスを利用するためには、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示のほか、各サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービスにおいては、パートナーシップ宣誓書受領カード等の提示が不要な場合があります。
- ・この一覧表に掲載されているサービス以外に、市町村と調整中のものもあります。調整が完了したものから、順次、一覧表を更新していきます。

県・市町村の行政サービス【大田市】

制度・サービス名	内容	受領カード等の提示		問合せ先		備	考
		必要	不要	担当課等	電話番号	VĦ	5
市営住宅の入居申込み	本人が請求できない場合は、同居のパートナーが申		0	都市計画課	0854-83-8110		
	込みできる。						
母子手帳の交付	妊婦本人に交付できない場合、パートナーに交付す	0		子ども家庭支援課	0854-83-8147		
	る。						
乳幼児健診	パートナーが乳幼児を連れて受診。		0	子ども家庭支援課	0854-83-8147		
乳幼児相談・離乳食教室・育児教室	パートナーの相談・教室参加		0	子ども家庭支援課	0854-83-8147		
り災証明書の交付	本人が請求できない場合は、パートナーに交付す	0		大田消防署	0854-82-0650(代表)		
	る。			西部消防署	0855-65-2211(代表)		
救急出場証明書の交付	本人が請求できない場合は、パートナーに交付す	0		大田消防署	0854-82-0650(代表)		
	る。			西部消防署	0855-65-2211(代表)		

(令和5年10月1日現在)